

愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金

1 事業内容

介護保険事業所が介護ロボットを導入した場合に、事業者からの申請に基づき購入に係る経費の一部を補助する。

(1) 対象機器

ア 介護ロボット

ロボットの使用目的が、日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであり、その機能が、①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う、一連の要件を満たすロボットであること。

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

(対象経費)

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム
- ・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

※ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

(2) 補助対象額

補助対象となる事業所ごとに、次に算出された額以内の金額で補助を行う。

ア 介護ロボットの導入に伴う経費

(ア) 1 機器につき、1 (1) アに該当する経費の実支出額に二分の一または四分の三 (※) を乗じた額を算出する。

(イ) (ア) で算出した額と、以下の表の第 1 欄に定める介護ロボットに応じた第 2 欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 介護ロボット	2 基準額
移乗支援 (装着型・非装着型)	100万円
入浴支援	
上記以外	30万円

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費

(ア) 1 事業所につき、1 (1) イに該当する経費の実支出額に二分の一または四分の三 (※) を乗じた額を算出する。

(イ) (ア) で算出した額と 750 万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

※補助率四分の三の要件は、以下のいずれも満たす事業所であること

- ・ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護

記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。

- ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

(3) 介護ロボットの導入に伴う1回当たりの限度台数

都道府県が必要と認める台数とする。

(4) 介護ロボット導入等計画との関係

1 (1) アについては、1計画につき、1回の補助とし、1 (1) イについては、1事業所につき、1回の補助とする。

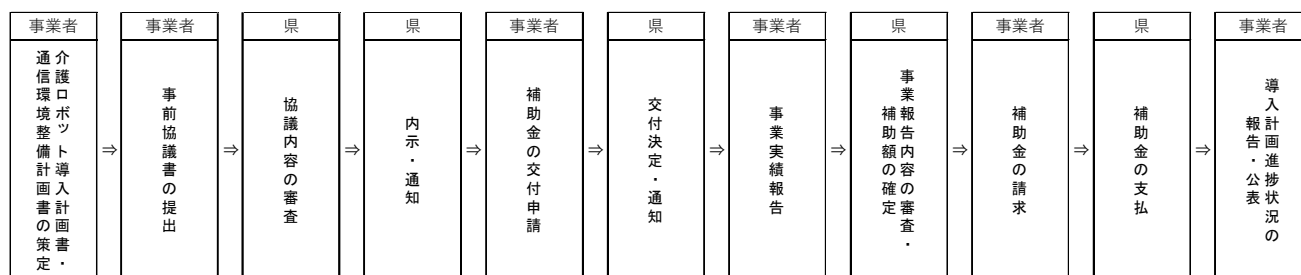
(5) 対象事業所

県内すべての介護保険事業所（政令市・中核市含む）を対象とする。

また、地域密着型サービス（市町村所管）も対象とする。

2 申請手続

介護ロボットの導入を希望する事業者からの申請に基づき、申請内容を審査し、対象となる事業所に対して補助する。



なお、介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等、実際の活用モデルを示した介護ロボット導入計画を作成すること。また、導入後3年間は、上記計画の進捗状況及び導入の効果を県に報告すること。

3 ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigorobotto.html>

4 その他

令和3年度につきましては、受付を終了しました。

令和4年度のスケジュール等につきましては、令和4年6月頃に上記ホームページにおいて公開する予定です。

介護事業所 ICT 導入支援事業概要

1 事業内容

介護サービス事業所が ICT*機器を導入した場合に、事業者からの申請に基づき購入に係る経費の一部を補助する。

※ICT：情報通信技術。PC だけでなくスマートフォン等、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

(1) 対象経費

ソフトウェア（介護ソフト）、タブレット・スマートフォン等ハードウェア、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費、セキュリティ対策費、Wi-Fi 機器等の購入・設置費 等

(2) 補助上限額

事業所規模に応じて補助上限額を設定

職員 1 人～10 人 100 万円

職員 11 人～20 人 160 万円

職員 21 人～30 人 200 万円

職員 31 人～ 260 万円

(3) 補助率

一定の要件*に該当する場合 補助率 3 / 4

上記以外の場合 補助率 1 / 2

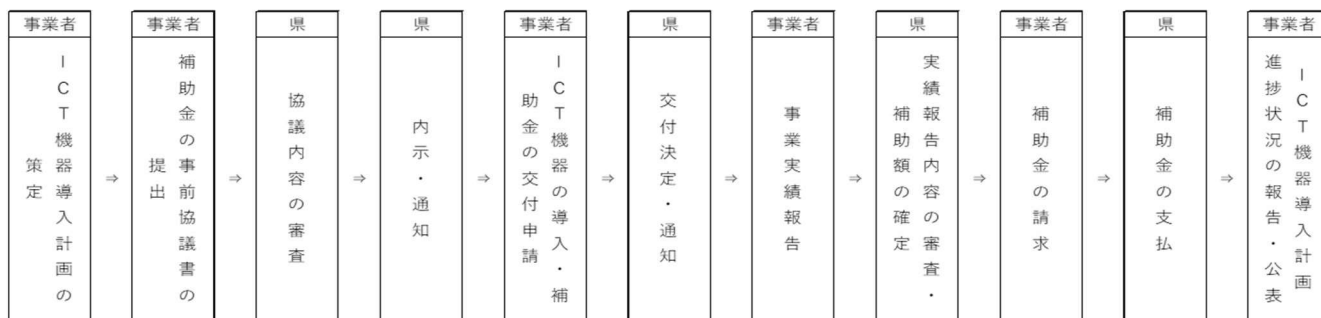
※一定の要件：LIFE に情報提供を行っていること、又は同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においてケアプラン等のデータ連携を行っていること。

(4) 対象事業所

愛知県内に所在するすべての介護保険法に基づく事業所・施設を対象とする。

2 申請手続

ICT機器の導入を希望する事業者からの申請に基づき、申請内容を審査し、対象となる事業所に対して補助する。



3 ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/ictdounyuusienn.html>

4 その他

令和3年度につきましては、受付を終了しました。

令和4年度のスケジュール等につきましては、令和4年6月頃に上記ホームページにおいて公開する予定です。

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

人材育成や職場環境の改善等の取組みが一定レベル以上の事業所を対象に認定証を交付することで、事業所の意識改革を行い、事業所が従業員に対する研修等を積極的に行うなど、事業所の人材育成等の取組みを一層推進することを目的とした事業です。

1 事業内容

(1) 認証事業所の選定

介護サービス情報公表の調査を実施した事業所で認証評価を希望する事業所を対象に申請を募り、評価項目を満たしている事業所を、認証事業所として選定します。

講習会冊子102ページの「認証の評価項目及び認証基準」を全て満たしている必要があります。

なお、詳細については、高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページで公表されている「介護事業所人材育成認証評価事業における認証基準及び確認(提出)書類」を参照してください。

(2) 認証事業所の決定及び認定証の交付

認証事業所の決定は県が設置する第三者評価推進会議で意見聴取のうえ行います。

なお、認証を受けた事業所に対しては、認定証交付式で認定証を交付する予定です。

(3) 連続認証の認定証の交付

3年、5年、10年連続して認証を受けた事業所については、通常の認定証に加えて、連続認証の認定証を交付します。

なお、令和2年度は16の事業所が3年連続認証により、14の事業所が5年連続認証により連続認証の認定証を交付されました。

2 申請方法

令和3年度の申請については、令和3年11月30日(火)までで終了しました。今後の予定等は未定ですが、決定次第、高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページでお知らせしますので、必要書類や提出先等の詳細についてはホームページで御確認ください。

なお、対象事業所は、当該年度の介護サービス情報公表調査を任意で申し込んだ事業所が対象です。(義務調査の対象事業所は、愛知県介護事業所人材育成認証評価事業の対象外です。)

◎ 認証手続き（イメージ）



3 その他

「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業ロゴマーク」について

本事業の普及啓発を図るため、平成30年5月より、認証事業所及び事業の趣旨に賛同する企業が名刺やホームページ等で使用することができるロゴマークの運用を開始しました。使用方法等の詳細につきましては、高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページをご覧ください。



なお当該ロゴマークはA I C H Iのイニシャル「A」をモチーフに○を頭に見立て、介護従事者が介護し、介護対象者が元気に生活する姿をイメージし、有能な介護従事者を育成する事業所を表現したものです。○を頭に見立てて、上部が介護従事者で介護対象者を包み込んで、介護対象者が上を見上げ、大きく両腕を広げているイメージです。



(参考) ロゴマークデザイン.

愛知県介護事業所人材育成認証評価事業

認証の評価項目及び認証基準

	評価項目	認証基準(全て必須)
1 の 育新 成規 体採 用者	①新規採用者育成計画(OJTを含む)の策定	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修計画がある」をクリアしている
	②新規採用者研修(合同、派遣含む)の実施	・情報公表制度における評価項目「全ての「新任」の従業者を対象とする研修の実施記録がある」をクリアしている
	③OJT指導者に対する研修等の実施	・OJT指導者又はプリセプターの設置及び全職員への公表 ・OJT指導者やプリセプターに対する研修の実施
2 キ ャ リ ア パ ス と 人 材 育 成	①資質向上目標及び具体的計画の策定	・介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅱを満たしている 
	②資質向上計画に係る研修の実施又は研修機会の確保	
	③能力評価の実施又は資格取得のための支援の実施 (受験対策講座の開催、受講料の負担、受験手数料の負担など)	※ 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定している
	④人材育成を目的とした意見交換(面談)の実施	
	⑤給与体系又は給与表の導入及び職員への周知	
3 職 場 環 境	①休暇取得・労働時間縮減のための取組の実施 (休暇の計画取得促進、リフレッシュ休暇、誕生日休暇など)	・取組推進のための検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
	②出産後復帰に関する取組の実施 (育児休業中のコミュニケーション、職場復帰プログラム、施設内保育所の設置、再雇用制度など)	・取組の実施及び全職員への周知
	③育児、介護を両立できる取組の実施 (柔軟な勤務制度、学校行事参加のための特別休暇制度、女性が働きやすい取り組みなど)	・取組の実施及び全職員への周知
	④健康管理に関する取組の実施 (相談体制の整備、夜勤ガイドラインなど)	・健康管理、増進に関する検討会議の開催 ・取組の実施及び全職員への周知
4 社 会 貢 献 等	①情報公表調査の任意の受審	・1年以内の情報公表調査を受審し、一定レベル以上である
	②地域との交流 (イベントへの地域住民の招待、実習やインターンシップ受入ガイドラインの作成、ボランティアの受入など)	・情報公表制度における評価項目「地域との連携、交流等を行っている」に関する3項目のうちいずれかをクリアしている
	③関係法令の遵守	・過去5年間指導監査において勧告又は行政処分を受けていない ・情報公表制度における評価項目「従業者に対する倫理、法令等の周知等」に関する2項目のいずれもクリアしている

※「2 キャリアパスと人材育成」の認証基準で、介護職員処遇改善加算Ⅰを算定されていない事業所にあつては、評価項目①から⑤をそれぞれ満たす必要があります。

介護技術コンテストについて（御案内）

概要

1. 事業目的

介護職員が日頃の業務で身に付けた介護技術を披露し、評価を受けることで、介護職員のモチベーションの向上に資するとともに、介護には何が必要か、どのような心得が必要かを介護従事者や県民にPRし、介護の仕事への理解を深めてもらうことを目的として、介護技術コンテストを開催します。

2. コンテストの内容

書類選考を通過した10名程度の出場者に実技を披露していただきます。令和3年度については、令和3年11月23日（火・祝）に開催しました。

3. その他詳細について

コンテストの詳細については、高齢福祉課ホームページにてご案内させていただきますので、是非御確認ください。

4. 「あいち介護技術コンテスト2021」について

今年度のコンテストの様子を、高齢福祉課ホームページ上で御案内しております（当日の映像をYou Tubeで御覧いただけます）是非御確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/aichikaigogizyutukontesuto2021kaisai.html>

1 お泊りデイサービスの届出の義務化について

平成27年4月1日より夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（いわゆるお泊りデイサービス）を提供する場合、サービスの提供の開始前に指定権者へ届け出ることとなりました。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第95条）

愛知県所管の通所介護事業所がお泊りデイサービスを実施する際には、**事前**に所管の福祉相談センターへ**持参**で届け出る必要があります。地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の事業所は市町村等へ届出を行ってください。

<届出に必要な書類：愛知県所管の場合>

- ・別添様式：指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書
- ・参考様式3：事業所の平面図
- ・参考様式12：主要な場所の写真

※届出の内容から変更があったときは、変更後10日以内に届け出る必要があります。
また、お泊りデイサービスを廃止するときは廃止する日の一か月前までに届け出てください。

※参考として、愛知県ではお泊りデイサービスの運営規程の例を用意しておりますのでご活用ください。

http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/form_index.html#unnei

2 お泊りデイサービスでのスプリンクラーの設置基準の見直しについて

消防法施行令の改正により、平成27年4月1日からスプリンクラー設備の設置基準の見直しがなされました。

お泊りデイサービスにおいて、要介護3から5までの利用者を主として利用させる場合は、原則として延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられます。（下線部の取扱は消防署によって異なる場合があります）

※なお、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めるとともに、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置してください。

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービス事業の指針」の概要

1 目的

通所介護事業所で事業者が宿泊サービスを提供する場合に最低限遵守すべき指針（ガイドライン）となる事項を定めることにより、利用者の尊厳保持及び安全確保を図る。

2 適用の対象

通所介護事業所の設備の一部等を使用して、通所介護事業の営業時間外に、利用者に宿泊サービスを提供する事業所のうち県が所管するもの

- ただし、政令市、中核市、市町村所管の事業所についても、類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて取扱う。
- 通所介護事業所と同一建物内の指定区画外または同一敷地の別の建物内において宿泊サービスを提供する場合も含む。
- 有料老人ホーム等他法・他制度に該当しないもの

3 主な指針

（1）基本方針

- 宿泊サービスの利用は、原則、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所を含む）の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）への位置付けが必要であり、そのケアプランは適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものであること

（2）提供日数

- 短期間の利用として宿泊サービスを提供
- 利用者のやむを得ない事情により連続利用する場合でも、原則30日以内
- 連泊の上限30日を超える場合は、介護支援専門員等が実施状況の把握（モニタリング）を行い、期間延長の是非を判断
- 要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えない（年間の最大利用日数は、トータルでおおむね半年以内が目安）
- 居宅サービス計画作成に当たり、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、市町村が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行う。

（3）人員配置

- 夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1名以上配置
- 責任者を定める。

(4) 宿泊設備

- 利用定員は通所介護事業所の定員の2分の1かつ9人以下
- 車椅子利用者への対応として、段差の解消や廊下幅の確保等の配慮
- 宿泊室の面積
＜個室＞1室あたり7.43㎡以上 ＜それ以外＞1人あたり7.43㎡以上
- 多床室の定員は1部屋あたり4人以下
- 個室以外はパーテーション等によりプライバシーを確保（カーテン不可）
- 男女同室とならないよう配慮
- 宿泊設備の基準を著しく下回る行為（著しく狭い空間での雑魚寝、プライバシーのない状態でのおむつ交換など）は、高齢者虐待に該当する可能性があり、利用者の尊厳と権利擁護に配慮
- 消防法その他法令上規定された設備の確実な設置
- 定員に対する要介護3以上の利用者の割合が半数以上の場合、スプリンクラー設備を確実に設置することとし、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること

(5) 運営関係

- 事前に利用申込者又は家族に、サービス内容等について説明し、同意を得る。
- 4日以上連続利用予定者は、宿泊サービス計画を作成
- 4日未満の利用者も反復的・継続的に利用する予定の者は計画を作成すること
- 緊急時等の対応（主治の医師や協力医療機関への速やかな連絡など）
- 衛生管理上必要な措置（布団カバー、敷布等は利用者1人ごとに洗濯したものと取り替えるなど）
- 苦情処理受付窓口の設置
- 事故発生時の対応（市町村への事故報告など）
- 県及び市町村が行う調査への協力
- 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存すること

4 その他

- 宿泊サービスを行う事業者は、この指針で定める内容以上のサービス提供を目指すことを望む。
- 日中の通所介護サービスの提供に支障を来さないことが原則であり、運営規程を別に定め、通所介護と宿泊サービスの提供時間と会計は明確に区分
- 有料老人ホームに該当する場合（通所介護の指定区画外の宿泊場所に、実質的な「居住」利用者がある場合）や旅館業法の適用を受ける場合（当該通所介護事業所の利用者以外の者を「業」として宿泊させる場合）には、関係法令に基づく手続きをとることを求める。
- 宿泊サービスを実施する事業者は、事前に指定権者へ届け出ること

各市長村長殿
(政令市・中核市・東三河広域連合構成市町村を除く)
知多北部広域連合長殿

愛知県福祉局長

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取り扱いについて (通知)

介護サービス事業者等は、平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 37 号から第 41 号まで、平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 35 号及び平成 30 年 1 月 18 日付厚生労働省令第 5 号で定める「事業の人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合には、市町村等へ報告をしなければならないことになっています。

従前、平成 14 年 3 月 18 日付 13 高福第 500 号「介護サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取り扱いについて (通知)」の別紙「介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い」(標準例) (以下、「標準例」という。)を参考に事故報告の受付等をしていただいているところですが、今般、国様式例を参考に、別添のとおり、標準例の改正を行います。

なお、市町村において、既に報告の様式・取り扱いが定められている場合は、標準例によらなくて差し支えありませんが、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、市町村において定める様式において別添様式の項目を含めることとしてください。

介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱い (標準例)

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者 (以下、「事業者」という。)が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、市町村へ報告をする (注 1)。

報告事項区分	報告内容説明
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">・ <u>医師 (施設の勤務医、配置医 (以下、「勤務医等」という。)を含む) の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故については、原則として全て報告すること。</u>・ <u>※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。</u>・ <u>※勤務医等がいる施設においては、「勤務医等がいない場合に、外部受診させる程度か否か」で判断すること。</u>・ 上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。・ 「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含むものとする。・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。

②	食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 ・関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
③	職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとする。 (例、利用者からの預り金の横領等)
④	その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・例、利用者等の保有する財産を滅失させた。等

3 報告の方法

(1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに市町村へ報告（第一報）をする（注1）。当該報告は、市町村が指示する方法で行うこと。

(2) 事業者は、その後の経過について、順次市町村へ報告をする。

(3) 報告の様式は、別紙様式「事故報告書」を標準とする（注2）（注3）。

（注1）第一報の際は、別紙様式内の1から6までの項目について、可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。また、事故処理の区切りがついたところで、別紙様式に整理をし、報告をすること。

（注2）2②から④までの場合は、適宜、「その他」や「詳細」欄を用いて、報告すること。

（注3）市町村で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

①被保険者の属する保険者（市町村）

②事業所が所在する保険者（市町村）

（注）報告には個人情報も含まれるため、各市町村ではその取扱いに十分注意をすること。

5 報告を受けた市町村の対応

報告を受けた市町村においては、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応に応じて保険者としての必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村（上記4の①）が主たる対応を行うものとするが、事業所等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町村（上記4の②）と連携を図り対応をするものとする。

[必要な対応例]

① 事業所の事故等に対する対応の確認

→ 必要に応じ事業所の対応への助言を行う。

例えば、事故等への対応が終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う。

② 県、国保連合会への報告

→ 指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性がある判断される場合等重要と思われる事故等について、県に報告をするとともに特別指導が必要な場合には県と連携をとり指導をする。

（※県は、市町村の受け付け総件数等について別途報告を求めることがある。）

また、利用者等から苦情があった場合には、必要に応じ国保連の苦情処理機関と連携を図り対応する。

6 その他

この取り扱いは標準例であり、各市町村がすでに要領等を定めている場合は、その指示によること。

※ 下線部が今回、標準例改正箇所です。

事故報告書 (事業者→〇〇市(町村))

新様式

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第__報 最終報告

提出日：西暦 年 月 日

1 事故状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事業所の概要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別											
	所在地											
3 対象者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別：	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度		<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立								
	認知症高齢者 日常生活自立度		<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
4 事故の概要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項											
5 事故発生時の対応	発生時の対応											
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他 ()										
検査、処置等の概要												
6 事故発生後の状況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他 ()									
		報告年月日	西暦		年		月		日			
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 自治体名 () 警察署名 () 名称 ()										
本人、家族、関係先等への追加対応予定												
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)										
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)										
9 その他 特記すべき事項												

ケアマネ悩み相談コーナーのご案内

ケアマネジャーのみなさんへ

仕事上での悩みや相談を

なんでもお気軽にご相談ください。

コーディネーターがサポートします。

秘密厳守、相談料は無料です。



< 相談窓口 >

- ◇ 相談日時 毎週火曜日・木曜日（祝祭日を除く）
午後1時～午後4時45分
コーディネーターが、ケアマネジメント業務全般の相談に応じます。

- ◇ 相談方法 電話にて対応致します。
来訪については、予約の上、対応いたします。

- ・ 電話 052-265-6404

- ◇ 相談場所 名古屋市中区松原3-7-15 光葉ビル
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

～介護関係者に対する各種研修について（ご案内）～

介護保険事業者においては、指定基準のうち運営基準において、各事業者は従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保することとされております。

また、処遇改善加算の算定要件にも研修の実施・確保等の要件があります。

県内の介護保険事業に関係する職能団体等（下記一覧表参照）においては、各種研修企画を計画されておりますので、研修実施等についての参考にしてください。

研修受講に当たっては、研修実施機関に確認してください。

団 体 名	ホームページアドレス
公益社団法人愛知県医師会	http://www.aichi.med.or.jp/
一般社団法人愛知県歯科医師会	http://www.aichi8020.net/
一般社団法人愛知県薬剤師会	http://www.apha.jp/
公益社団法人愛知県看護協会	http://www.aichi-kangokyokai.or.jp/
公益社団法人愛知県歯科衛生士会	http://aichi-shika.com/
公益社団法人愛知県理学療法士会	http://www.aichi-pt.jp/
一般社団法人愛知県作業療法士会	http://www.syachihoko.com/
愛知県言語聴覚士会	https://aaslht.jp/
公益社団法人愛知県栄養士会	http://www.aichiken-eiyoushikai.or.jp/
公益社団法人愛知県柔道整復師会	http://www.shadan-aisei.jp/
一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会	http://www.japan-net.ne.jp/~aamm/
一般社団法人愛知県社会福祉士会	http://www.aichi-acsw.or.jp/
一般社団法人愛知県介護福祉士会	http://www.aichi-kaigo.jp/
一般社団法人愛知県精神保健福祉士協会	http://aichi-psw.com/
愛知県老人福祉施設協議会	http://www.airokyo.com/
一般社団法人愛知県老人保健施設協会	http://www.airoukyo.jp/
一般社団法人愛知県医療法人協会	http://www.a-iho.or.jp/
公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会	http://www.aichi-silver.com/
一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会	https://www.aichi-kaigo.org/
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	https://www.aichi-fukushi.or.jp/
公益財団法人愛知県労働協会	http://ailabor.or.jp/search/
公益財団法人介護労働安定センター愛知支部	http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/aichi/

高齢者虐待防止について

愛知県福祉局高齢福祉課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務づけたほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

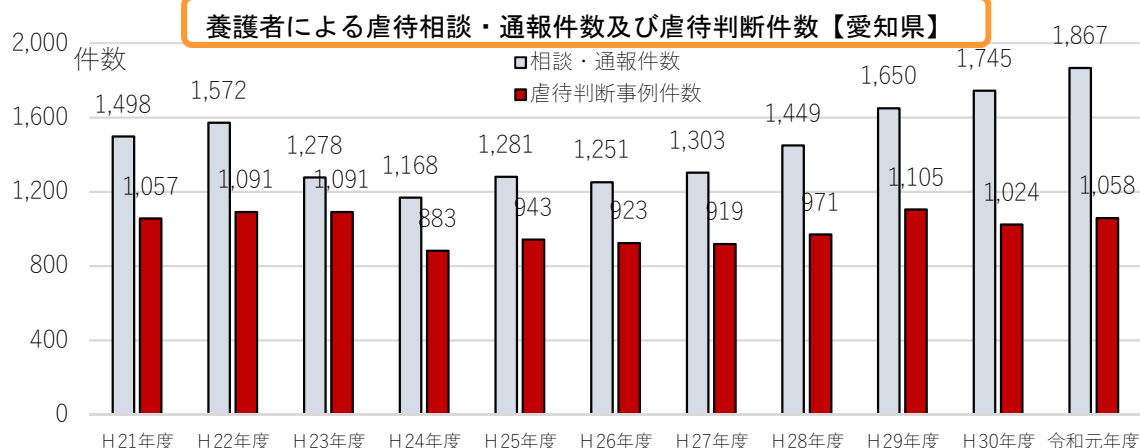
（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する、養護者（現に養護する者）及び養介護施設従事者等による下記の行為です。

虐待の種類	行為（例）
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や外部と接触させないような行為 （例）平手打ち、殴る・蹴る・身体拘束 など
介護・世話の放棄・放任	介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させるような行為 （例）入浴させない、食事を十分与えない、劣悪な住環境 など
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的な苦痛を与えるような行為 （例）怒鳴る、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う、無視する など
性的虐待	本人との間で合意もなく、性的な行為をしたり、強要したりするような行為 （例）懲罰的に下半身を裸にして放置する など
経済的虐待	財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為 （例）日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却するなど



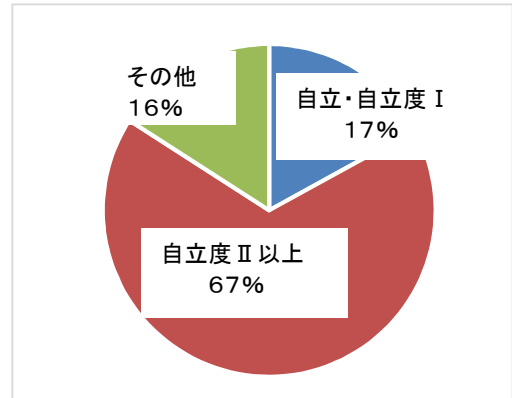
◇認知症と高齢者虐待

虐待されている高齢者（介護保険認定済）の約67%の方は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方です。

被虐待者（介護保険認定済）の日常生活自立度[令和元年度]

◇虐待は発見しにくい場合があります。

虐待をしている養護者本人には、虐待をしている認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、周囲に知られたくないなどの理由で虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

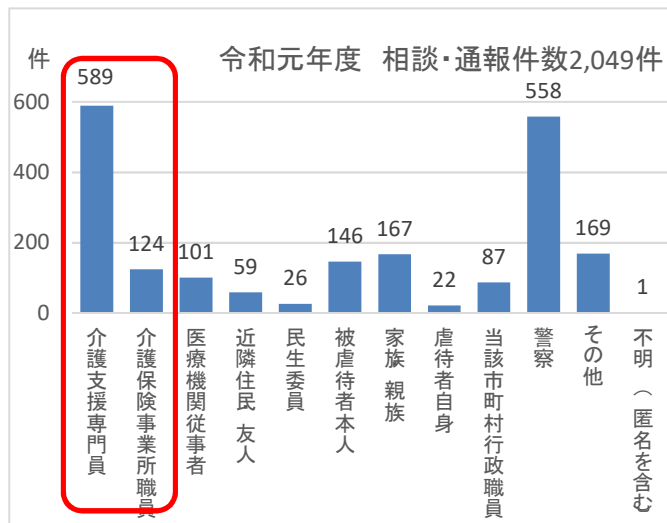


◇高齢者虐待の早期対応のために

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民の方々、民生委員や自治体などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候（サイン）に気づき、早期の対応に結びつけることが大切です。

【愛知県】養護者による虐待の相談・通報者別件数（重複回答）

介護支援専門員・介護保険事業所職員からの相談・通報件数は、713件34.8%でした。



◇介護従事者の皆様へ

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに居住地の市区町村又は地域包括支援センターに相談・通報してください。**

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

○虐待の通報は、守秘義務より優先します。（高齢者虐待防止法第7条3項）

○市区町村や地域包括支援センターは、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないと法律で規定されています。（高齢者虐待防止法第8条）

介護人材確保事業について

愛知県や愛知県社会福祉協議会では、介護事業所における人材の確保や就業後の定着を支援するため、さまざまな事業を実施しております。主なものをご紹介しますので、ぜひとも積極的にご活用ください。

【県事業】

- 福祉人材無料職業紹介所（愛知県社会福祉協議会に委託）
福祉分野において、求人者及び求職者双方からの申し込みを受け、雇用関係の成立を目指し、両者間に立ってマッチングを行っています。
求人のご登録等は、下記 URL または、県社協福祉人材センター直通番号までお願いします。
 - ◆web ページ 福祉のお仕事（<https://www.fukushi-work.jp>）
 - ◆問い合わせ 052-212-5519（福祉人材センター人材養成部）
- あいち介護サポーターバンク（株式会社パソナに委託）
介護事業所でのボランティアに興味を持つ方に、介護に関する入門的な研修を受講いただいたうえで、「あいち介護サポーター」として登録し、紹介を希望する介護事業所とのマッチングを行っています。
 - ◆紹介依頼方法 郵送又はファクシミリ（0800-200-9915(フリーダイヤル)）
 - ◆問い合わせ 0800-200-4415(フリーダイヤル)
- 県補助金
 - 研修受講支援事業費補助金
介護事業所が職員に喀痰吸引研修やアセッサー講習を受講させる際に必要な受講料に対し補助します。
 - 介護福祉士資格取得支援事業費補助金
介護事業所が職員に実務者研修等を受講させる際に必要となる代替職員の雇用経費に対して補助します。
 - ◆web ページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/0000087886.html>
 - ◆問い合わせ 052-954-6814（県高齢福祉課介護人材確保グループ）

【愛知県社会福祉協議会事業】

- 法律相談等支援事業
介護事業所から、法律・財務・労務に関する相談を受け、それぞれの専門家が対応する、相談事業を実施しています。
 - ◆ご相談方法 ファクシミリ（052-212-5510）、又は電話
 - ◆個別相談 日程調整のうえ、対応可能
 - ◆問い合わせ 052-212-5509（施設福祉部）
- キャリアパス対応生涯研修
福祉・介護事業所の職員に対し、それぞれの階層に応じたキャリアビジョンを描かせ、それを達成するために必要なプロセスを学ぶ「キャリアパス研修」を実施します。
（処遇改善加算算定に役立つ研修となっています）
 - ◆対象者 介護事業所の職階層ごと（管理者、中堅、初任者 等）
 - ◆開催頻度 階層ごと研修、各1～2回（予定）
 - ◆問い合わせ 052-212-5516（福祉人材センター研修部）
 - ◆web ページ 研修PV <https://aichi-fukushi.libra.jpn.com/>
受講案内 https://form.aichi-fukushi.or.jp/form3/r3_training.html

生活保護法による介護扶助について ～生活保護法指定介護機関のしおり～

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

1. はじめに

平素より生活保護行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護事業者の皆さまに制度の趣旨や介護扶助に関する事務取扱等に対する理解を深めていただき、生活保護法による介護の給付の更なる適正実施を図るため、簡単ですが制度の概要をまとめましたので、今後の業務の参考にしていただきますようお願いいたします。

2. 介護扶助とは

介護扶助とは、介護または支援が必要な被保護者（生活保護受給者）に対して、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、生活保護法により指定された介護機関から介護や用具の貸与など直接の行為や物により提供するものです。

3. 介護扶助と介護保険の適用関係について

要件	要介護又は要支援の状態にある被保護者		
	40才以上65才未満		65才以上
	医療保険未加入者で 特定疾病該当者	医療保険加入者で 特定疾病該当者	
介護保険の適用	介護保険被保険者とならない	介護保険被保険者となる 第2号被保険者 第1号被保険者	
要介護認定	生活保護法による要介護認定	介護保険法による要介護認定	
ケアプラン	生活保護法の指定介護機関に 作成を委託	介護保険法に基づき作成	
	支給限度額以内のケアプランに限る		
給付割合	※生活保護法の指定介護機関からの介護サービスに限る		
	介護扶助10割	介護保険9割・介護扶助1割	
障害者施策 関係	障害者手帳等を持っている場合は、 障害者施策が介護扶助に優先する。	介護保険・介護扶助優先。ただし、一部サービスでは自立支 援医療（更生医療）が介護扶助に優先する。	

※介護扶助には介護保険の取扱いと異なるものがあります。

4. 生活保護法指定介護機関の義務について

- (1) 指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。（生活保護法第50条第1項）
- (2) 指定介護機関は、被保護者の介護について、県知事の行う指導に従わなければなりません。（生活保護法第50条第2項）
- (3) 指定介護機関が、第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、生活保護法の指定を取り消し、あるいは停止することがあります。（生活保護法第51条第2項）
- (4) 県知事は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関の管理者等に対して、必要と認める事項の報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出等を命じ、指定介護機関の管理者等に出頭を求め、又は県職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護機関について実地にその設備若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。（生活保護法第54条第1項を準用）

※平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、生活保護法による指定を受けたものとみなされます。

人権問題の正しい理解のために ～人権への配慮～

1 人権とは

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない権利です。日本国憲法は、国民の基本的な人権として、自由に生きるための権利（自由権）、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されない平等の権利（法の下での平等）、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権、教育を受ける権利、労働三権）などを定めています。

愛知県では「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に取り組んでいます。

2 人権の重要課題

- (1) **女性**：男女共同参画の理解の促進、暴力の根絶など
- (2) **子ども**：いじめ対策の推進、児童虐待防止の推進など
- (3) **高齢者**：自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進など
- (4) **障害者**：自立促進と社会参加活動の推進、総合的な福祉サービスの推進など
- (5) **同和問題（部落差別）**：同和問題（部落差別）に対する理解の促進、同和教育の推進など
- (6) **外国人**：多文化共生の意識づくり、国際理解の促進など
- (7) **感染症患者等**：エイズ、肝炎、ハンセン病に対する差別や偏見の解消など
- (8) **犯罪被害者等**：犯罪被害者等に対する理解の促進など
- (9) **インターネットによる人権侵害**：教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進など
- (10) **ホームレス**：ホームレスに対する理解の促進、自立支援の推進など
- (11) **性的少数者**：性的少数者に対する理解の促進、教育活動の推進など
- (12) **様々な人権をめぐる問題**：アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的少数者、婚外子、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、ハラスメント、災害に伴う人権問題

3 人権への配慮

養介護施設等においても、施設の管理者と職員、施設の職員と入所者、入所者と養護者、入所者と入所者など、様々な関係の中で起きる人権問題に対する理解を深め、人権への配慮が必要です。

4 高齢者の人権

(1) 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
元年度	644 件	2,267 件	16,928 件	34,057 件
30 年度	621 件	2,187 件	17,249 件	32,231 件

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



(3) 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



(4) ある福祉施設での取組

高齢者の人権を守るために、ある福祉施設では、介護にあたっては、同性による介護体制を基本とし、居室を入所者の「家」としてノーマライゼーションを図るなどの方針を持ち、入所者とのコミュニケーションについて次のような取組を行いました。

- ・職員が話しかけるときは、尊敬語、謙譲語で。
- ・入所者に何かをしてもらうときは、指示形や命令形ではなく依頼形で。
- ・入所者の居室に入るときは必ず挨拶をする。

このような取組によって、認知症の入所者の方々も、穏やかになっていったということです。

5 同和問題（部落差別）

(1) 同和問題（部落差別）とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、日常生活の中で、古くからの因習や世間体にとらわれたものの見方に影響され、時に誤った判断をして、知らず知らずのうちに、人権を侵し、人の幸せを踏みにじっていることもないとはいえません。

とりわけ、わが国の人権にかかわる重大な社会問題に同和問題があります。同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今でも「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることを理由に、結婚・就職等において差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

(2) 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残るとともに、インターネットなど情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。

こうした中、平成28年12月16日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。人権問題を解消するためには、全

ての人々が人権について正しい認識を持ち、粘り強く取り組んでいくことが必要です。

同和問題（部落差別）の根本的な解決に向けて、私たちは因習を無批判に受け入れるのではなく、冷静に客観的な目でとらえ、自分の周囲から差別と偏見をなくしていくように努力することが大切です。

人は誰も生まれるときに、出生地・家柄・性別などを自分で選ぶことはできません。個人の責任でないことで差別するようなことがあってはならないのです。

6 あいち人権啓発プラザをご活用ください

あいち人権啓発プラザでは、人権啓発DVDの貸出、人権啓発パンフレットの配布、人権研修への講師派遣などを行っています。

どうぞお気軽にお問合せください。

◎貸出DVDの一例

「社会福祉施設等における人権『私たちの声が聴こえますか』」

「同和問題と人権 ～あなたはどのように考えますか～」

※その他にも多数あります。（人権推進課のホームページで紹介しています。）

<あいち人権啓発プラザ>



利用案内	
開館時間	9:00～17:15
休館日	土・日・祝日 12月29日～1月3日
利用内容	図書、DVD・ビデオの貸出 パンフレットの配布 パネルの展示 など

愛知県民文化局人権推進課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎3階

電話番号：052-954-6167 FAX 番号：052-973-3582

人権推進課のホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

愛知県障害者差別解消推進条例について

愛知県障害者差別解消推進条例の概要

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を広く県民の皆様に周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。
(平成 27 年 12 月 18 日制定、平成 28 年 4 月 1 日全面施行)

1 基本理念

- 全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- 全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが心身の機能の障害により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること
- 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと

2 各主体の責務

- 県の責務 障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の策定・実施
市町村との連携、協力
- 県民の責務 障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること
県の施策に協力するよう努めること
- 事業者の責務 障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること
県の施策に協力するよう努めること
主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること

3 差別の禁止

不当な差別的取扱いの禁止	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることを禁止 ⇒行政機関及び民間事業者において義務
合理的配慮の提供	障害のある方から配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、必要な配慮を行う ⇒行政機関は義務 民間事業者は努力義務（雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務） なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 3 年 6 月 4 日公布）により民間事業者についても義務となる。ただし、施行期日は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日。

4 県の取組

- ① 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- ② 障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ③ 啓発活動
- ④ 助言、あっせん又は指導等
- ⑤ 職員対応要領の制定

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

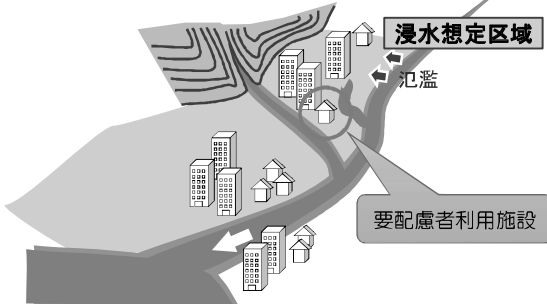
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



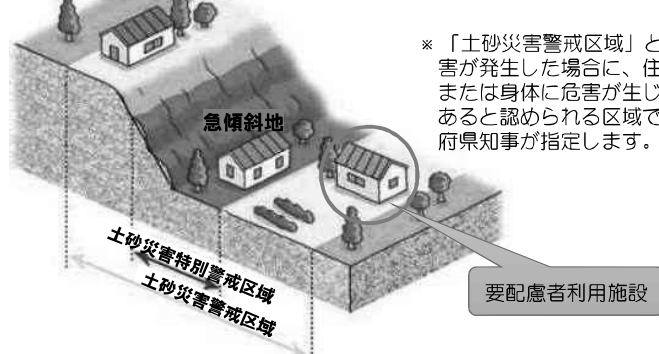
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※ 「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※ 国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※ 水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。**
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要**です。

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が令和3年7月15日に改正され、市町村長へ避難訓練の結果を報告することが義務となりました。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

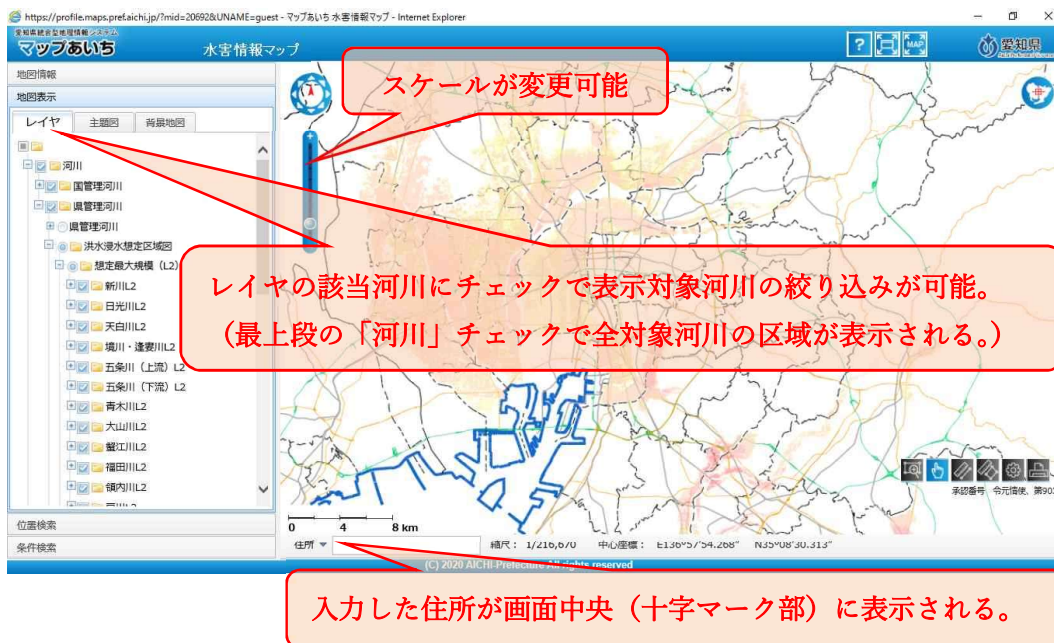
「マップあいち」による洪水・高潮・土砂災害・津波の土地リスク情報 簡易検索例

※愛知県公式ホームページ上の「マップあいち」により、簡易に洪水浸水想定区域情報（河川が破堤等した場合に浸水することが想定される区域や水深）、高潮浸水想定区域情報、土砂災害警戒区域情報及び津波災害警戒区域情報等が得られます。該当の場合は「避難確保計画の作成」や「避難訓練の実施」の義務対象である可能性があります。詳細は各市町村にお問合せください。
（以下は「洪水浸水想定区域」の検索例です。）





この他、「高潮浸水マップ (高潮浸水想定区域)」、「土砂災害情報マップ (土砂災害警戒区域)」、「津波災害情報マップ (津波災害警戒区域)」が選択の上、検索できます。又、「道路冠水想定箇所マップ」(避難経路選定の参考情報として活用可)も検索できます



津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の作成について

愛知県では、2019（令和元）年7月30日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域の指定を行いました。

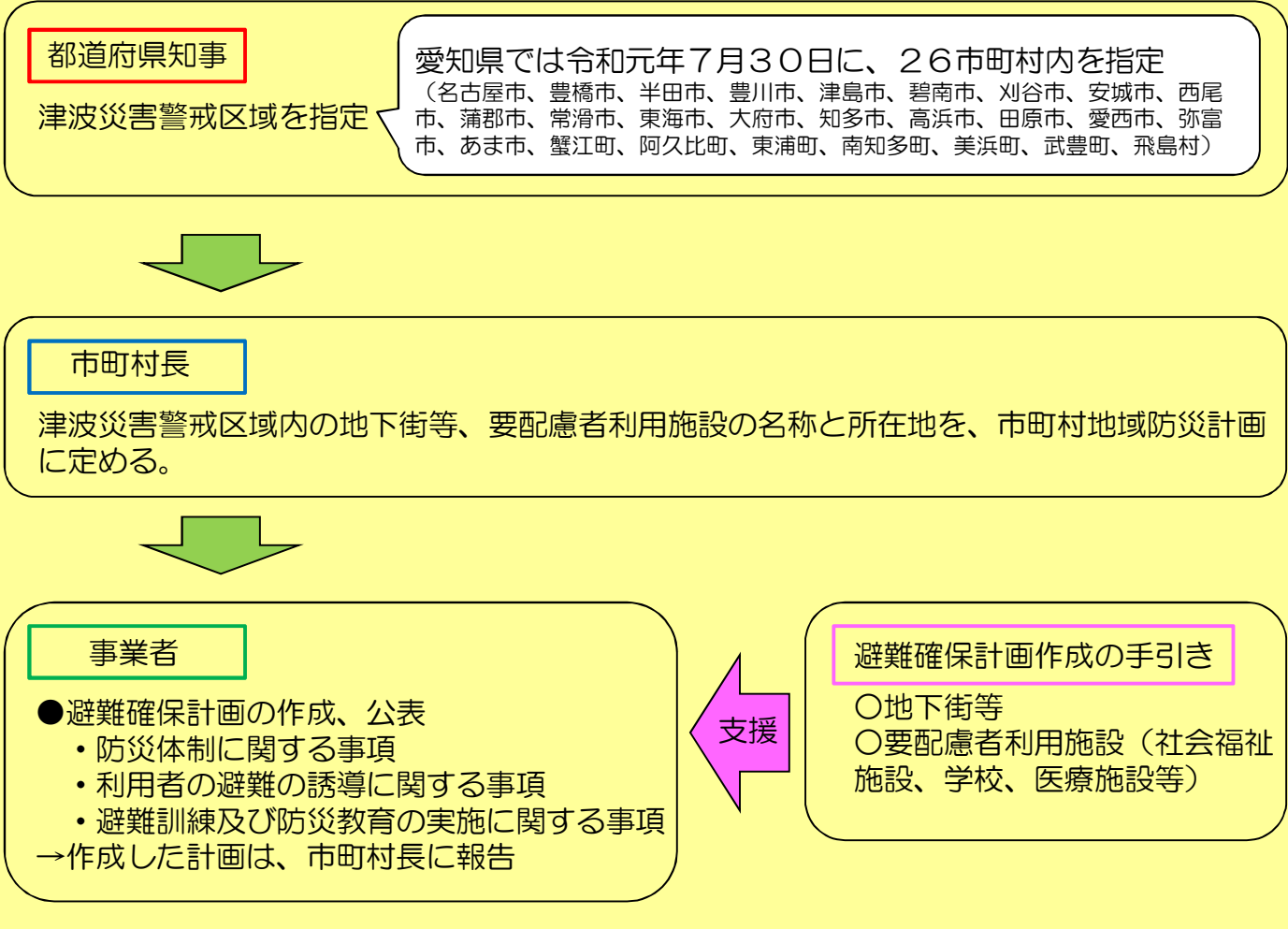
津波災害警戒区域とは

最大クラスの津波※が発生した場合でも、「何としても命を守る」ため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制などのソフト対策を強化する区域です

＜最大クラスの津波＞
発生頻度（千年またはそれ以上）は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

- 津波災害警戒区域の公示図書は、お住まいの市町村の窓口で閲覧できます
※愛知県ホームページに公示図書を掲載します（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>）
「マップあいち」でも閲覧できます（<https://maps.pref.aichi.jp/>）
- 最新のハザードマップなどにより、津波の浸水範囲、浸水深さ、避難場所等についてご確認ください
※詳しくは市町村の防災担当課にお問い合わせください

避難確保計画の作成について



介護サービス施設関係者の方へ

～安全運転管理者を選任していますか～

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- **乗車定員が11人以上の自動車** 1台以上
- **その他の自動車** 5台以上

※ 大型自動二輪又は普通自動二輪は、それぞれ1台を0.5台として計算
※ 運行管理者を置く自動車運送事業者の事業所、貨物自動車運送事業者の事業所を除く
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合には20台を増すごとに1人の**副安全運転管理者の選任が必要**となります。

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者、等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者、等

〈欠格事項〉

- 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けた者
- 次の違反行為をして2年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反
- 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反

4 安全運転管理者等の業務

- 交通安全教育 ○ 運転者の状況把握 ○ 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置 ○ 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による飲酒、過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの確認と必要な指示 ○ 運転日誌の備え付けと記録 ○ 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から**15日以内に愛知県公安委員会に届け出なければなりません。**

届出に関すること、安全運転管理者の制度に関してのご質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する**警察署にお問い合わせ**をお願いします。

介護サービス施設関係者の方へ

～業務(送迎)中の交通事故防止を徹底するために～



シートベルト 全席着用！！

【衝突時に受ける衝撃力の目安】

※ 速度によって、以下のビルの高さから落下したのと同じ程度の衝撃を受けます。



管理者の方へ

- 送迎されるドライバーの方への注意喚起をお願いします！
- 無理のない送迎計画など、安全運転管理に努めてください！

ドライバーの方へ

- 同乗者の方も含めて、シートの背は倒さず深く腰掛けて、腰ベルトは骨盤に巻くようにしっかり着用しましょう！
- シートベルトが、たるんでないか、ねじれていないか確認しましょう！



腰痛予防対策に取り組みましょう

愛知労働局労働基準部健康課

職場における腰痛は、業種を問わず多発しています。**愛知労働局管内では、年間 200~300 名の方が休業 4 日以上**の腰痛を患っており、これは職業性疾病全体の約 7 割に相当します。

腰痛の発生要因には、動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因など多元的なものがあります。各事業場において腰痛を予防するため、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組みましょう。

1 職場における腰痛予防対策指針等について

「**職場における腰痛予防対策指針**」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）は、厚生労働省の示す腰痛予防対策の基本となる指針です。一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い次の 5 つの作業における対策を示しています。

- (1) 重量物取扱い作業
- (2) 立ち作業
- (3) 座り作業
- (4) 福祉・医療分野等における介護・看護作業
- (5) 車両運転等の作業

職場における腰痛予防対策指針及び解説



2 その他 腰痛予防対策についての情報等

● 愛知労働局ホームページ「職場における腰痛予防対策について」

職場における腰痛予防対策指針の他、ポイントを業種ごとにまとめたリーフレット・小冊子や、転倒・腰痛防止用視聴覚教材などを掲載しています。



● 愛知労働局ホームページ「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

愛知労働局は「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとして、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーをホームページに設けています。是非、ご覧ください。



● 愛知労働局ホームページ「日常的な災害と、どう向き合うか」

腰痛は、転倒災害や交通事故などと同じく、職場だけでなく日常生活の中でも起こり得る災害です。これら日常的な災害は、とかく本人の焦りや不注意のせいと片付けられがちですが、そこで終わらせずにもう一步踏み込むのが、危なさとの正しい向き合い方でしょう。特集コーナー「論理的な安全衛生管理の推進・定着」内で、日常的な災害との向き合い方を解説しています。

愛知労働局制作による「**転倒予防体操**」も、ご覧いただけます。介護作業・看護作業等では、転倒と同様の動作要因で、腰痛が起こることもしばしばありますので参考としてください。



「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)

～高年齢労働者が安心して働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

ガイドラインのポイント

■ 事業者に求められる取組

- ・ 安全衛生管理体制の確立等
- ・ 職場環境の改善
- ・ 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- ・ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ・ 安全衛生教育

■ 労働者に求められる取組

- ・ 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・ 日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

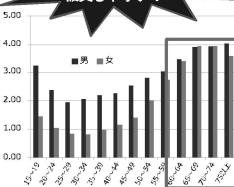
働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

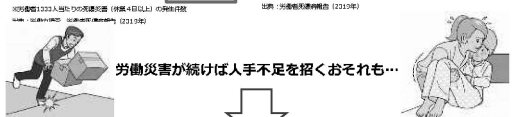
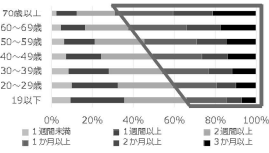
<年齢別・男女別の労働災害発生率>

高齢者は被災しやすい！



<年齢別の休業見込み期間の長さ>

労働災害が重症化しやすい！



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）



■ 国・関係団体等による支援の活用

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- ・ 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- ・ エイジフレンドリー補助金等の活用

■ 詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/age-friendly.html



労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

保険料は何に使われている？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

※平成29年度は、約65万人に新規の療養補償給付等を行い、約22万人に労災年金を支給しました。

雇用 保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

※平成29年度は、約106万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

保険料は誰が負担する？

◆労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率+雇用保険率）から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

加入手続を怠っていると？

1. 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

加入手続はどこでできる？

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

公共職業安定所→<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

以下が改正内容の主なポイントになります。 ※詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示

③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を厚生労働省令で定める予定です。

（注）新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・雇用環境整備の具体的内容については、**複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする**予定です。

・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の**複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする**予定です。

※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めないことを定める予定です。

③ 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正前

- 原則分割することはできない
- 1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定

改正後

- (新制度とは別に) 分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

改正前

- (育児休業の場合)
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		